

<加算内容詳細一覧> 介護保健施設サービス：入所

項 目	内 容	金額:1割
初期加算Ⅰ	入所日から30日間 急性期医療機関の入院後30日以内に入所した場合	60円/日
初期加算Ⅱ	入所日から30日間	30円/日
短期集中リハビリテーション 実施加算Ⅰ	入所日から3ヶ月間に集中的なリハビリ実施 評価結果等を厚生労働省に提出し活用していること	258円/日
短期集中リハビリテーション 実施加算Ⅱ	入所日から3ヶ月間に集中的なリハビリ実施	200円/日
認知症短期集中リハビリテー ション実施加算Ⅰ	入所日から3ヶ月間に集中的な認知症のリハビリ実施。入所者が退所 後生活する居宅等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリ計画書を作 成すること。	240円/日
認知症短期集中リハビリテー ション実施加算Ⅱ	入所日から3ヶ月間に集中的な認知症のリハビリ実施	120円/日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の方が入所した場合	120円/日
外泊時費用	1ヶ月につき6日を限度	362円/日
外泊時在宅サービス利用費用	在宅サービスを利用した場合（1ヶ月につき6日を限度）	800円/日
栄養マネジメント強化加算	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施し、評価結果等を厚生 労働省に提出し活用していること	11円/日
療養食加算	医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合	6円/食
経口維持加算Ⅰ	食事観察及び会議を行い入所者ごとに経口による継続的な食事摂取を 進めるための経口維持計画を作成した場合	400円/月
経口維持加算Ⅱ	入所者の経口による継続的な食事摂取を支援するための食事観察及び 会議をしている場合	100円/月
口腔衛生管理加算Ⅰ	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔衛生等の管 理を月2回以上行った場合	90円/月
口腔衛生管理加算Ⅱ	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔衛生等の管 理を月2回以上行った場合。口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働 省へ提出し活用していること	110円/月
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡発生予防のため、褥瘡ケア計画の作成、定期的な評価結果等を厚 生労働省に提出し活用していること	3円/月
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	上記に加え、褥瘡が治癒又は発生のないこと。	13円/月
排せつ支援加算Ⅰ	多職種が共同して支援計画を作成し、評価結果等を厚生労働省に提出 し活用していること	10円/月
排せつ支援加算Ⅱ	上記に加え、利用開始時と比較し、改善するとともに悪化がないこ と。評価結果等を厚生労働省に提出し活用していること	15円/月
排せつ支援加算Ⅲ	上記に加え、オムツ使用ありからなしに改善していること。評価結果 等を厚生労働省に提出し活用していること	20円/月
所定疾患施設療養費Ⅱ	感染症対策研修を受講した医師が所定疾患（肺炎・尿路感染・带状疱疹 ・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪）に対し投薬・検査・注射処置等を行 った場合（1ヶ月につき10日を限度）	480円/日

項 目	内 容	金額:1割
緊急時治療管理	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理を行った場合（1ヶ月につき3日を限度）	518円/日
自立支援促進加算	医師が自立支援に係る医学的評価を入所時及び定期的に行い、多職種が共同して支援計画を策定しケアを実施していること。評価結果等を厚生労働省に提出し活用していること	300円/月
科学的介護推進体制加算Ⅰ	入所者の基本的な情報（日常生活自立度・栄養状態・口腔機能・認知症や心身の状況等）を厚生労働省に提出し活用していること	40円/月
科学的介護推進体制加算Ⅱ	上記に加え、疾病の状況を厚生労働省に提出し活用していること	60円/月
入所前後訪問指導加算Ⅰ	入所前から入所者の自宅等を訪問し、退所を念頭においた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合	450円/回
入所前後訪問指導加算Ⅱ	上記に加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目のない支援計画を作成した場合	480円/回
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院後、再入所の際に大きく異なる栄養管理が必要となった場合	200円/回
入退所前連携加算Ⅰ	入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に退所後に利用する居宅介護支援事業所と連携し、退所後の利用方針を定めること。入所1月を超える入所者の退所に先立って居宅介護支援事業所に対し情報提供し、サービスの利用に関する調整を行うこと。	600円/回
入退所前連携加算Ⅱ	入所1月を超える入所者の退所に先立って居宅介護支援事業所に対し情報提供し、サービスの利用に関する調整を行うこと。	400円/回
試行的退所時指導加算	入所1月を超える入所者が試行的に退所する際、入所者及び家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合	400円/回
退所時情報提供加算Ⅰ	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治医に対し診療情報を示す情報を提供した場合	500円/回
退所時情報提供加算Ⅱ	医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に対し診療情報を示す情報を提供した場合	250円/回
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する場合	70円/回
訪問看護指示加算	医師が訪問看護指示書を作成・交付した場合	300円/回
ターミナルケア加算	死亡日	1,900円/日
	死亡日前日及び前々日	910円/日
	死亡日以前4日～30日	160円/日
	死亡日以前31日～45日	72円/日
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	感染症法第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保する。協力医療機関と一般的な感染症発生時の対応を取り決め連携し適切に対応していること。診療報酬における感染対策向上加算等に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が行う感染対策研修又は訓練に年1回以上参加していること	10円/月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上感染制御等に係る実地指導を受けていること	5円/月

項 目	内 容	金額:1割
新興感染症等施設療養費	入所者が新興感染症に感染した場合に相談対応・診療・入院調整等を行う医療機関を確保し、感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った場合（1ヶ月につき5日を限度）	240円/日
協力医療機関連携加算 1	入所者の病状が急変した場合等において、協力医療機関の受け入れ体制が確保されていること	100円/月
協力医療機関連携加算 2	上記以外の協力医療機関と連携している場合	5円/月
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ	入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合	140円/回
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰロ	施設において薬剤を評価・調整した場合	70円/回
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ又はロを算定していること。服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し活用していること	240円/回
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	上記に加え、退所時に入所時と比べて、内服薬の種類が1種類以上減少していること	100円/回
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ	リハビリ実施に必要な情報・口腔状態・栄養状態に関する情報を多職種で共有すること。リハビリ計画書の内容等を厚生労働省に提出し活用していること	53円/月
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ	リハビリ計画書の内容等を厚生労働省に提出し活用していること	33円/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること	10円/月